　　感企第4681-2号

令和４年３月30日

障がい者施設等管理者　　様

大阪府福祉部長

大阪府健康医療部長

『高齢者施設等（入所）での陽性者発生時対応マニュアル』の付録の送付について

　日頃から府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

　大阪府では、高齢者及び障がい児者施設（入所）におけるクラスター発生の予防及び陽性者の重症化を予防することを目的に、令和４年２月25日付け感企第4681号において『高齢者施設等（入所）での陽性者発生時対応マニュアル』を作成しお送りしたところです。

　このたび、高齢者施設等で陽性者が発生し、施設内療養となった際に、新型コロナウイルス感染症の治療を早期かつ円滑に行えるよう、別添のとおり『高齢者施設等（入所）での陽性者発生時対応マニュアル』の付録を作成しましたので、お知らせします。

　施設での連携医療機関で新型コロナウイルス感染症の治療が困難な際は、保健所からの依頼により、連携医療機関以外の医療機関が往診することも可能です。本付録では、その際の留意点をまとめております。治療をご検討いただく際の参考になれば幸いです。

【添付資料】

・高齢者施設等（入所）での陽性者発生時対応マニュアル　付録

　「施設の連携医療機関以外の医療機関に往診を依頼する場合の留意点」

・付録別添１　ゼビュディ説明書及び同意書様式

・付録別添２　ラゲブリオ説明書及び同意書様式

【参考ホームページ】

　大阪府ホームページ「大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT）について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/ocrt.html>

【問合せ先】

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課

個別事象対応グループ　電話：06-6944-9156（直通）